

令和5年6月定例会 防災・感染症対策特別委員会（付託）

令和5年7月3日（月）

〔委員会の概要〕

北島委員長

ただいまから、防災・感染症対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

平井危機管理環境部長

理事者において、説明又は報告すべき事項はございません。よろしくお願い申し上げます。

北島委員長

これより質疑に入ります。それでは、質疑をどうぞ。

山西委員

私から、何点かお尋ねしたいと思えます。まず、防災の分野からお尋ねします。

梅雨の時期も真ただ中がございますし、これから台風シーズンを迎えるということでございまして、洪水対策やら、あるいは避難のことも含めて、いろいろ問題が山積していると認識しております。

コロナ禍で、仮に避難勧告とか避難指示とか出ても、地元の公民館や集会所に避難をするといっても、密であったりということもあって、その避難の在り方というのが、時代とともに少し変わってきているのかなという感覚を持っております。

同時に、例えば親戚や子供さんの家に避難をするというのも有りでしょうし、あるいはペットとの同行避難とか、障がい者の方、お子さんが小さいという方からすれば、車中泊というのも一つの手法になってくるのかなと。

あるいは、垂直避難ということで、二階や三階がある方は、洪水の場合は、上へ上がっていただくというのも一つでしょうし、それはその人それぞれ、あるいは時間帯によっても避難の在り方というのは変わってくるのかなと。

これまで行政は、どちらかというと指定した避難所に来てくださいというのが、ある種前提だったと思えますが、もちろん行政としては指定避難所は設けるんですけども、これからは、県民の皆様お一人お一人が、その状況、事情に応じて、多様な避難の在り方というのも前提に、備えをしていくということも必要になってくるのかなと、このコロナ禍の3年半を受けて、その思いを強くしているところであります。

そこで、県として避難の在り方、多様化について、どのように捉えているのか、お考えをお伺いしたいと思います。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま山西委員から、避難所のことに関して、県はどのように考えているのかという御質問を頂きました。

今、山西委員から御説明があったとおり、また似たような避難がございます。

令和3年5月に、内閣府が避難情報に関するガイドラインというものを作成しております。その中で、先ほど山西委員が言われましたように、避難行動の分類といたしましては、指定緊急避難場所への立ち退き避難以外にも、同じ立ち退き避難ではございますけれども、安全な親戚や知人宅への自主的な避難、また、ハザードマップ等で計画的な安全確保を前提といたしまして、自宅や施設の上階への移動、いわゆる垂直避難、あるいは上階に留まる屋内の安全確保が避難の類型として定義されているところでございます。

また、県におきましても、先ほど御説明がありました車中泊につきましては、エコノミークラス症候群、熱中症、一酸化炭素中毒等で、健康面で留意すべきことが多いので、原則としては推奨しておりませんが、実態に応じまして、被災者の安全確保のため、令和4年度に自治体取るべき対応を記載しました災害時の車中泊の対応ガイドラインを定め、市町村に周知しているところです。

それで、市町村が警戒レベル4の避難指示を発令した場合には、危険な場所から全員避難することが求められておりまして、先ほど御説明しました様々な場所への避難のうち、普段から県民の皆様にはどのような避難行動をするのか、自ら決めておくことが重要であると考えております。

そして、いざ発災となった場合には、迅速、円滑な避難には、県、市町村といった公助の力だけではなく、御近所にお住まいの方や自主防災組織の方などが、避難の声掛けや率先した避難、お年寄りなど避難時に配慮を要する方の手助けを行う共助の力が必要になっています。

このため、県では、地域住民への出前防災講座や安心とくしまホームページなどの各種媒体を通じて、市町村の自主防災組織等と連携しながら、広く県民の皆様へ避難行動をはじめとする災害発生時の対応について啓発、広報を実施しているところでございます。

今後とも、災害時に適切な避難行動がとれますよう、市町村や自主防災組織等とも連絡しながら、県民の皆様の災害対応力向上に努めていきたいと考えております。

山西委員

すぐに答えが出る話ではないと思っておりますが、特に県が車中泊の対応をまとめたということは、私は大変前向きに受け止めております。

自治体が準備した避難所に避難をするということが全てでないという前提の下で、そういった取組をなされたのだろうと思っています。

行政が推奨しなくても、現実的な避難を県民の皆様お一人お一人にお考えいただくと。そういう多様な避難の在り方があるという前提で、これから市町村と連携しながら、また新たな避難所の在り方、避難の在り方というのも考えていただきたいと思います。

そこで、それぞれの避難の在り方を認めるということになれば、市町村をまたぐ、あるいは県境をまたいで避難ということも今後、当然あり得ると思います。

そういったところで、情報、連絡をどう取っていくのかというのが、今度、新たな課題

になってくると思うし、避難物資等々の支給をどうしていくのかという問題も当たってくると思うのです。

こういった多様な避難を認めることで、一方で、そういうつながりをどう維持していくのかというのが新たな課題だと思いますので、そういったところをどのようにこれから検討していくのか、お考えをお伺いしたいと思います。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

山西委員のほうから、広域避難した場合への対応ということで御質問を頂きました。

確かに市町村をまたいだ避難になりますと、その市町村以外の別の市町村に避難されるようになってきます。

それで、避難につきましては、その避難してきた場所の市町村が、避難してきた方、住民問わず対応することになりますけれども、そこに関しては、避難所に入るときに、どの方が避難しているというような情報も適切に捉えながら、更に市町村と強力で連携し、県のほうでも広域の避難の計画も作っておりますので、そこらも含みまして、被災者への対応の漏れがないように、連絡を密に取りながらやっていきたいというふうに考えております。

山西委員

よく分かりました。今後、いろいろと市町村とも連携しながら、検討を深めていただきたいと思います。

それからもう1点、被災した住宅の緊急的な修理として、屋根にブルーシートを張ることがよくありますけれども、その費用を国が支援するような制度改正が最近行われております。

今後、県も市町村と連携しながら、このブルーシート等々の緊急的な避難の体制を整備するべきというふうに考えますが、どのようなお考えでしょうか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま山西委員から、災害救助法によるブルーシートの支給が新しく入ったということについての御質問がございました。

まず、災害救助法によるブルーシートの支給につきましては、令和5年6月16日に、災害救助法に係る実費弁償の基準の一部が改正されまして、住宅の応急修理の項目において新たに住家の被害拡大を防止するための、緊急の修理の項目が創設され、盛り込まれました。

そして、この住家の被害の拡大を防止するための緊急の処理の具体的な実施内容につきましては、山西委員からお話しがありましたように、屋根などに被害を受け、雨漏りのおそれのある住家へのブルーシートを張ると。

さらに、損傷を受けた住宅への外壁や窓ガラスへのブルーシート、ベニヤによる簡易補修による風雨の侵入の防御、また、アパート、マンションの外壁材の剥落に伴う落下防止ネットなどに適用いただき、一世帯5万円までとなっているところです。

現在、県では防災センターで備蓄しております約550枚のブルーシートのほかホームセ

ンター等との物資供給の協定により、ブルーシートをはじめとした資材を必要とする市町村へ供給できる体制を整えているところでございます。

いざ発災時には、手助けを必要とする県民、誰一人残さず救援できるように取り組んでまいりたいと考えております。

山西委員

よく分かりました。ここで、すぐに答えは出ないと思いますが、特に高齢者の世帯も大分増えてきておりますので、悪天候の時に、ブルーシートを張るというのも、なかなか現実的でないし、例えばですけれども、地域の様々な団体と連携をして協定を結ぶなりして、そういったところも、今後は支援を考えていかなければならないと思いますが、そのあたり御所見をお伺いします。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま山西委員から、ブルーシートを張る場合の作業をどうするのかという御質問を頂きました。

山西委員がおっしゃるとおり、高齢者等であっても、一般的な成人の方であっても、屋根の上に登るというのは非常に危険な作業が伴いますので、どうやって張るかということなんですけれども、張るには、適切な装備器具を有する職人が、まずは必要になってくると思いますので、県といたしても、そのような作業人員の確保に向けて、業界団体とか関係部局等と調整するとともに、他県の事例で参考になることはないかということで、いろいろと調査をして、いざ災害が起きたときには、そういう作業が円滑に進むよう努めてまいりたいと考えております。

山西委員

引き続き、御検討をよろしくお願いいたします。

続いて、コロナについて、いくつかお尋ねをいたします。

まず、現在の県内の新型コロナの感染状況をどのように認識をしているかお伺いします。

井口感染症対策課長

現在の新型コロナの感染状況についての御質問でございます。

5類移行後、初めての一週間となります5月8日から14日までで、県内37の定点医療機関から報告のあった陽性者につきましては、一医療機関平均で1.65人というところございました。その後、減少に転じる週もありましたが、6月12日から18日の間が3.76人、直近の6月19日から25日が4.57人と、相対的に緩やかな増加傾向であるというところがございます。

また、全国の状況でございますが、厚生労働省が先週金曜日に発表いたしました全国の定点医療機関から報告された数を申し上げますと、一医療機関当たり先週比1.1倍となる6.13人というところがございます。

全国的に緩やかな増加傾向にあるというところで、特に沖縄県に関しましては39.48人

という状況でございます。

厚生労働省の専門家会議、アドバイザリーボード、こちらのほうが先月16日に開かれまして、新規陽性者数の増加傾向が継続し、夏の間に一定の感染拡大が生じる可能性があるというような見解も示されました。

また、先月26日には、岸田首相が政府の新型コロナウイルス感染症分科会長を務められました尾身茂さんと面会されまして、面会后、尾身さんが第9波が始まった可能性があるという認識を示しているところでございます。

県内の感染状況につきまして、引き続き強い警戒感を持って動向を注視しまして、感染拡大の波を察知しました際には、機動的な対応ができるよう体制を整えてまいりたいと考えております。

山西委員

県内においても、全国的な傾向でも、緩やかに増加の状況があるという認識は、よく分かりました。

続きまして、感染症発生動向調査の週報において、公表されておりますけれども、この中で、具体的にどのような情報を今公表しているのか、お伺いしたいと思います。

井口感染症対策課長

感染症発生動向調査の公表の内容でございます。

週1回、毎木曜日夕方に県ホームページにて感染症発生動向調査の週報としまして、定点医療機関からの報告数を基に、他の感染症の発生動向と併せまして、一定点医療機関当たりの報告数、定点医療機関での報告の実数、陽性者数を公表させていただいております。また、報告数についての年齢階級別について公表させていただいております。

このように、県におきましては、5類移行後、5類感染症であることを踏まえた広報を行っているところでございます。

山西委員

5類移行で、法律等の根拠もなくなって、積極的な注意喚起を行うことが難しいということも十分理解しておりますが、私が懸念するのは、医療ひっ迫につながったら駄目だと、つながる前に県民の皆様方にも御協力を頂いて、なんとか医療ひっ迫だけは避けなければならないという認識を持っております。

大塚議員も、文教厚生委員会の中で御質問されておるようでございますけれども、必要時においては、県としても医療ひっ迫が迫っているという注意喚起を行うことも私は必要だと、重要だと考えますが、このあたり、どのような認識を持っているかお伺いします。

井口感染症対策課長

必要な注意喚起をしっかりと行うべきとの御質問でございます。

山西委員お話しのとおり、特に感染拡大局面におきましては、タイムリーで適切な広報が重要であると認識しております。

現在、感染症法とか、国の新型コロナの基本的対処方針等、こういったものの法的根拠が5類移行後なくなり、他の感染症と同様の周知広報になっておりますが、現在、沖縄では、大きな感染の波が押し寄せています。

本県におきましては、現在大きな感染拡大期という状況ではございませんが、これまでも、すぐに次の感染拡大の大きな波が来るとしまして、絶えず備えを行ってきております。

何より、感染防止対策には県民の皆様お一人お一人の力添えが必要であると認識しております。

現在、増加傾向というところがありますが、大規模な感染拡大時には、例えば医療機関のお声、状況なども添えまして、注意喚起を行うなど、感染状況について県民に分かりやすい形で広報できるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

山西委員

ただ、第9波が県内にも訪れるという前提で、これから準備に掛かっていただきたいと思っています。

5類移行前については、とくしまアラートというアラートがあって、陽性者数や入院者数によってレベル、基準を設定して注意喚起を行っておりました。

例えばインフルエンザでありましたら、定点当たり1で流行期、それから10で注意報、30で警報と基準があって、それをタイムリーに県民の皆さんに注意喚起をしております。

この新型コロナの定点については、国において統一された基準がないということが難しいところがございますが、場合によっては県独自で何らかの基準を設けて注意喚起を行う必要もあるのではないかと、このように考えるところでございますが、担当課の認識をお伺いいたします。

井口感染症対策課長

現在の定点に関しまして、何らかの基準を設けるなど注意喚起をしてはどうかという御質問でございます。

山西委員お話しのとおり、新型コロナに関する定点報告数につきましては、全国で統一された基準がないという状況でございますが、県のほうからも全国知事会を通じて提言等を行っているところでございます。

また、一部の自治体におきましては、県独自で基準を設定し、注意喚起を行っているということも承知しております。

先ほども申し上げましたが、現在、5類移行後どのような広報ができるのかというところを検討しております。

各自治体の広報の事例等も参考にさせていただきながら、委員お話しの内容も含めまして、どのような注意喚起が有効なのかしっかりと考えまして、効果的な広報、周知等を行ってまいりたいというふうに考えております。

山西委員

速やかな検討をお願いしたいと思います。

それからもう1点、入院調整についてお尋ねします。5類移行となって、県の入院調整本部がなくなりまして、各医療機関同士で入院調整を行っていただいていると理解をしております。

現在、この入院調整について混乱等はないのか、確認をしておきます。

井口感染症対策課長

5類移行後、現在の入院調整について混乱がないのかという御質問でございます。

5類移行後、これまでの県入院調整本部による医療機関の入院の調整は行っておらず、医療機関同士での調整というところでございます。

県医師会をはじめとする関係者の御協力等によりまして、これまでの病病連携であるとか、病診連携などの枠組みによりまして、現在のところ大きな混乱はなく、調整が行われているという状況でございます。

山西委員

現在のところはスムーズに調整ができているということでございますが、私も先ほど申しましたとおり、第9波が県内でも起こるという前提で考えたときに、入院を必要とする方が増えて、医療機関同士での調整に目詰まりが起こるのではないかと懸念しております。むしろ、そういう状況もあるという前提で準備をしていただきたいと思います。

場合によっては、直接入院調整に関して、県として介入する状況もあるという前提で準備をしていただきたいと思います。入院調整本部がなくなった今、目詰まりが起こらないように、県のサポート体制を今後どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

井口感染症対策課長

入院調整におきまして、目詰まりがないように県がサポートをしっかり行うべきではないかという御質問でございます。

これまで、入院調整本部で行っていましたが、医師会や病院関係者との情報連携の場については、引き続き現在においても継続して実施しておりまして、直近の状況につきましては、各医療機関のほうに情報提供、情報共有をさせていただいております。

また、入院先の情報を提供する連絡窓口を設置させていただいております。この窓口において情報提供を行っていることに加えまして、必要に応じまして入院調整本部で得た経験等を基に、各医療機関に相談やアドバイスを実施させていただいているところでございます。

こうした入院調整本部実施中に構築しましたネットワークを最大限に活用しまして、スムーズな入院調整のサポートを行ってまいりたいと考えております。

山西委員

これも早急に様々な検討、対策をお願いしたいと思います。

最後に、これもコロナ関連でありますけれども、学級閉鎖の公表についてお尋ねをいたします。

先般、コロナでの学級閉鎖の状況について新聞報道がございました。県のコロナの公表

の考え方について確認をしておきたいと思います。

井口感染症対策課長

新型コロナによる学級閉鎖の公表についての御質問でございます。

新型コロナにつきましては、インフルエンザと同様の5類感染症というところでございますが、定点把握の対象となっております5類感染症、このうち学校サーベイランスの感染状況把握の対象となっているのは、インフルエンザのみというところに加えまして、他の疾患については従前から休校等の情報につきましては、公表は行っておりません。

これに加えまして、新型コロナに関してなんです、2類相当時からコロナによる休校や学級閉鎖について、学校名の公表は行っていないこと、新型コロナに対する社会防衛の意識の高さからくる学校、生徒への必要以上の誹謗中傷^{ひぼう}というところの懸念を総合的に勘案いたしまして、公表はしていないところでございます。

新型コロナにつきましては、県内各地域ごとに流行状況の把握ができるよう、保健所管内ごとの定点あたりの報告数の公表を行っているところでございます。

今後も県全体のみならず、地域における流行状況を注視しまして、必要な対策とか周知を行ってまいりたいというふうに考えております。

山西委員

従前からコロナについての公表はしていないということでございますが、公表はしていないのでしょけれど、新聞報道で報じられたということがあります。

私は、ある程度一定の、そのあたりルールづくりというのか、基準というのか、難しいですが、明確にする必要があるのかなど。その時々で、その情報が外に出たり出なかったり、まちまちになると、かえって県民の皆様方に誤解なり不安を与えてしまうおそれがあることを、危惧をしているところであります。

先ほど、インフルエンザについては、特別に公表するというところで御答弁いただいたところでございますが、県の公表の考え方について担当課の認識をお伺いします。

井口感染症対策課長

インフルエンザについての公表の考え方というところでございますが、インフルエンザにつきましては、現在タミフル等の特効薬がございます。しかしながら、古くから多くの方が感染してきたということがございまして、国を挙げての対策は、古くから実施されているというところでございます。

中でも学校における流行対策につきましては、学校におけるインフルエンザの流行状況を把握し、感染拡大を監視するため、国における学校サーベイランスという仕組みによりまして、学校から受けた流行状況、休校であるとか学級閉鎖の報告を県において取りまとめまして、国へと報告することとなっております。

その上で、国においても週単位で休校や学級閉鎖を行った施設を公開していることから、県におきましても注意喚起、まん延防止を目的としまして、一歩踏み込んで学校名を含めて公表しているという状況でございます。

山西委員

コロナによるものは非公表、そしてインフルエンザは公表ということで、これまでの流れもありますので、そういったところは一定、理解をいたしました。

一方で、学校名を公表して、かえって混乱をするというのは、今コロナは5類に位置付けられておりますので、避けるべきだろうと思います。

例えば、感染症が流行拡大期において、現在何校の学校で学級閉鎖が起きており、という付け加えて注意喚起を行うなど、公衆衛生上、又はまん延防止に必要と思われる際に限って公表するという事も検討するべきではないかと思いますが、このあたりは、担当課として、どのようにお考えかお伺いします。

井口感染症対策課長

現在、本県におきましては、インフルエンザにつきましては学校名、学年、それに人数を公表させていただいているところでございます。

また、新型コロナに係るものでは、学校名を含めて非公表というところでございます。

他県の状況を見てみますと、本県と同様の公表という所もございまして、両方とも全て非公表というような所もあるというところでございます。

今回、山西委員からの御意見も参考にいたしまして、今後の公表の在り方について検討してまいりたいというふうに考えております。

山西委員

そのあたりも御検討をお願いしたいと思います。

先ほど答弁の中でも、インフルエンザについては、過去から約40年ほどでしょうか、だいぶ過去からこういった基準でやってきて、基準は変わっていないと伺っておりますが、タミフルなどの特効薬の出現で、治療面の知見も蓄積されておりますので、必ずしも現在の公表が本当に適切なのかというのは、どうかなというところもあります。時代に合わせ、コロナのこともありますし、この際、改めていろいろと公表の在り方について検討していただく時代になったのかなと思っておりますので、御検討をお願いしたいと思います。

とは言っても、いきなり非公表というのもどうかと思いますので、学校、生徒、保護者の皆様方の考え方、県民の皆様方のお声、様々あると思いますので、公表の在り方については、引き続き検討いただくようお願いをして、質問を終わりたいと思います。

井川委員

定例会の代表質問で、我が会派の眞貝議員からも県民への防災情報発信の充実強化について質問をしたところでありますが、今も山西委員からもありました。

補足でございますが、本当に切迫している南海トラフ大地震もそうでありましたが、正に梅雨の末期というのですか、本当に例年の如く大型の台風が来て、洪水が起きて、大変な時期になっておりますが、災害の危険性が一番高まっている時期であります。これから半月ぐらいですかね。

災害から自らの命を守るためには、避難行動につながる県民に分かりやすい防災情報の

発信が重要であると私も考えております。

そこで、もう一度聞き直します。防災情報発信の充実強化について、今後どのように取り組んでいくのか、教えていただきたいと思っております。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま井川委員から、防災情報の発信の充実強化について、改めて教えてくださいという御質問を頂きました。

県民の皆様が災害に備えるためには、必要な防災情報を適宜適切に伝えることが重要であるとと考えております。

先般の6月2日からの大雨において、県ホームページとかSNSを最大限活用いたしまして、県民の皆様へ注意喚起、県の災害対応状況や被害の状況など情報発信を行った一連の災害対応について、直ちに振り返りを行いまして、改めて県民とのリスクコミュニケーションの進化に向けて、防災情報発信に関する検証の必要性を感じたところでございます。

そこで、今月にも防災情報発信に関する検討会を立ち上げまして、新たな防災情報の発信体制の在り方について、有識者や市町村、関係機関を交えた実践的な検討を行うこととしております。

また、県の安否確認システムであります、すだちくんメールや、県公式LINEや、TwitterなどのSNSを県民の皆様幅広く使っていただけるよう、県公式SNS登録キャンペーンを8月から展開するとともに、検討会での議論を踏まえまして、防災情報や危機情報を発信する防災ポータルサイト「安心とくしま」の見直しを行うこととしております。

井川委員

今の御答弁で検討会を立ち上げるということですが、検討会について、もう少し詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

まず、いつ、どのようなメンバーで検討会を開催するのか、教えていただきたいと思っております。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

検討会の開催時期とメンバーに関する御質問でございますけれども、まず開催時期につきましては、今月末頃に第1回検討会を開催できるよう鋭意関係者と更に調整をしているところでございます。

そして、第2回目以降の検討会につきましては、防災情報発信の在り方について、様々な観点から議論を進め、年内に取りまとめを目指して、数回開催したいと考えております。

次に、検討会のメンバーにつきましては、リスクコミュニケーションや情報発信に詳しい学識者、防災情報の提供に関わる气象台やメディアなどの関係者、市町村の防災担当者などで構成する予定としております。

井川委員

検討会を何回か開催をするということですが、どのような内容について議論をするのか、もっと詳しくお聞かせいただきたいと思います。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

検討会で議論する内容についての御質問を頂きました。

まず、第1回目の検討会では、今後の議題であります現在の防災情報の発信状況を確認いたしまして、検討会の進め方や検討すべき事項に加えて、今度8月から展開する予定としております徳島県公式SNS登録キャンペーンについても議論していきたいと考えております。

そして、その後、第2回目以降の検討会では、県民の皆様が必要とする防災情報とは何か、県民の皆様に分かりやすい防災情報の伝達手段、更には安心とくしまホームページの見直し、SNSを使った発信手法の在り方などについて、議論を進める予定としております。

この検討会の成果を速やかに防災情報発信の強化、充実につなげ、県民の皆様の安全安心の確保を図っていききたいと考えております。

井川委員

県民の皆さんに自分の命は自分で守るということ、防災意識を高めていただくためには防災情報を県民目線に立って発信し、共有することが重要であると思います。

県では県民の方に必要な防災情報を迅速かつ的確に発信できる体制を構築するなど、防災情報発信の充実強化にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

県民の皆さんの生命、財産を守っていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いしたいと思います。

もう1問、関連でございますので、質問させていただきます。

県民の皆さんに自分の命は自分で守るという防災意識をより一層高めていただくことが何より大切とおっしゃられておりましたが、私も大規模な自然災害に立ち向かっていくためには、県民の防災意識の向上を図るための防災啓発や消防・防災の担い手の育成がとても重要だと考えております。

本格的な台風シーズン到来に向け、どのような防災啓発や消防・防災の担い手育成の取組を実施するのか、教えていただきたいと思います。

林消防保安課長

ただいま、井川委員より、本格的な台風シーズンに備え、どのような防災啓発、消防・防災の担い手育成に取り組んでいくのかという御質問を頂いたところでございます。

井川委員お話しのとおり、激甚化、頻発化する豪雨災害でありますとか大規模地震など、自然災害に備えるためには、まず県民の皆様の防災意識の向上を図るとともに、消防・防災の担い手を育成していくことが必要不可欠であると考えているところでございます。

そこで、自分の命は自分で守るという自助、地域や身近にいる方々と一緒に協力をして

助け合う共助の重要性を理解していただくため、地域防災力の中核を担う消防団と連携しました体験型の防災啓発に取り組むこととしているところでございます。

まず本日、阿南市の山口小学校を皮切りに、防災教育の一環として、小中学生を対象に、ポンプ車や資機材の展示、放水体験などを実施する消防団1日体験を、県内各地の十数校で実施してまいりたいと考えているところでございます。

また、来る7月23日と8月20日につきましては、今回初めて地元のプロスポーツチーム、徳島インディゴソックスさんと連携いたしまして、試合会場において、来場者と選手が共に消防団活動を体験していただくイベントを実施してまいりたいと考えているところでございます。

さらに、8月下旬には、小中学生とその家族を対象に、避難所運営でありますとか、アルファ米を用いた調理を体験していただきまして、消防団について楽しく学ぶとともに、もしものときの行動力を身に付けていただく「消防団員とともに親子で学ぶ防災キャンプ」を、海陽町のまぜのおかにて開催してまいりたいと考えているところでございます。

今後とも市町村、消防機関、県消防協会と連携いたしまして、県民の防災意識の向上を図るための防災啓発や担い手育成にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

井川委員

消防団と連携をして、いろいろな取組を実施されているということで、これは、なかなかすばらしい取組だと思います。

地域の消防の担い手育成ということでは、県には消防学校や防災センターもあり、そちらでも防災啓発や消防・防災の担い手育成を実施していると思いますが、夏場にどのような取組を行うのか、教えていただきたいと思います。

林消防保安課長

ただいま、井川委員より、消防学校、県立防災センターの夏場の防災啓発、担い手育成の御質問を頂いたところでございます。

まず、消防学校におきましては、消防士を目指している学生等を対象にいたしまして、開校以来初となりますオープンキャンパスをこの8月下旬に開催することといたしており、消防のやりがいがありますとか、魅力を発信して、消防人材の確保につなげてまいりたいと考えているところでございます。

また、県立防災センターにおきましては、子育て世代をはじめ幅広い世代の皆様には防災について考えていただく機会とするため、来る7月23日に夏休みこども防災まつりを開催いたしまして、台風が発生する仕組みの学習でありますとか防災マップづくり、液状化実験などを実施してまいりたいと考えているところでございます。

今後とも、防災啓発や人材育成にしっかりと取り組みまして、県民の皆様には防災意識の更なる向上を目指してまいりたいと考えているところでございます。

井川委員

本当に大きな災害があった後は、みんな緊迫して、防災意識はおのずから高まっているのですが、少し間をおくと、どうしても気が緩んでしまうというか、災いは忘れた頃に

やって来るというのですかね。

常に防災の啓発促進であったり、人材育成というのですか、それぞれが意識を高めていく、本当にもうそれしかないと思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

今後とも、県民の防災意識の向上や地域防災力、災害対応力の充実強化につながる積極的な取組を実施していただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

達田委員

南海トラフ巨大地震被害想定に関してお尋ねいたします。

被害想定が改定されるということなのですから、平成25年に公表されておりますこの被害想定では、こういうふうにしたら死者が少なくなるのではないかとということで、被害軽減に向けた予防対策、こういうことをやっていきたいと思いますということが述べられております。

この時に公表されました被害想定で、特に人的被害、死者数が3万1,300人、これは冬の深夜の一番酷いときということで想定されているんですけれども、揺れによって3,300人、急傾斜地の崩落によって30人、津波によって2万6,900人、それから火災で470人というふうに想定されております。

この想定数がすごいなとは余り思わなかったのです。というのは東日本大震災、阪神淡路大震災で非常に大きな被害を見てきたわけですから、そういう経験に基づいて、徳島県もこの被害想定を出されているということで、なるほどということ、こんなに大きな被害が起きるのであれば、被害が少しでも少なくなるように、みんなが協力していかなければいけないと思ったと思います。

この中に掲げられております被害軽減に向けての予防対策ということでお尋ねをしていきたいのですが、まず、建物の被害では、木造住宅の被害が非常に大きいということで、全壊棟数が11万6,400棟というようなことで出されているんですけれども、20年経ちますと建物も街の様子も変わっておりまして、新築の住宅もたくさんできてきましたし、老朽化した住宅、非常に危ないなと思えるような住宅が除却されているという所もたくさん出てまいりました。

ですから、そういう中で、まだまだ木造住宅の耐震化というのを進めていかなければいけないと思うのですけれども、木造住宅等の耐震化促進は、今どういう状況になっているのでしょうか。

佐藤建築指導室長

ただいま達田委員から、木造住宅の耐震化の現状について質問いただきました。

これまで木造住宅の耐震化に取り組んできた結果、平成15年の耐震化率約65パーセントから平成30年には約82パーセントと17ポイント引き上げる原動力となり、一定の成果を上げてきたところでございます。

一方、南海トラフ巨大地震が切迫する中、よりきめ細かい支援を進めるため実施した実態調査において、高齢者世帯では後継者がいない、また一般世帯ではリフォームのタイミングが合わないなどの理由によりまして、耐震化を控える傾向があるということが明らか

になりました。

これを踏まえまして令和3年7月、県が設置をした有識者検討委員会から頂いた、住宅内での簡易な取組により命を守る減災化の視点を盛り込むべきとの御提言を盛り込んだ耐震改修促進計画を改定したところでございます。

また、この計画を具現化すべく耐震化の動機付けとなるIoT技術によります見守り機能や遠隔操作機能を備えました設備、ドアフォンでありますとか、トイレなどの設置をセットで助成する改修支援に加えまして、令和4年度からは新たに創設いたしました減災化支援事業によりまして家具の固定や配置の工夫などの対策を支援するなど、住宅個々の状況に応じまして地震対策を進めておるところでございます。

被害想定公表以降の平成26年度から令和4年度末まででは本格改修が1,422戸、耐震シェルターが92戸などを合わせまして、2,784戸の耐震改修実績となっております。

引き続き、地震発生 of 建物被害による死者ゼロを目指しまして、市町村や関係団体と連携して集中的に取り組み、住宅の地震対策を推進してまいりたいと考えております。

達田委員

耐震改修は非常に大事だということで、啓発も本当に熱心にやってくられたと思います。

ただ、私は阿南市ですけれども、海辺の街に行きますと後継者の方がもういない、出て行ってしまったということで、高齢者の方だけお住まいになっているという方も割と多いんです。

耐震改修につきましては、年寄りだけだからもういいとか、面倒だというような、そういう御意見もよく聞かれるんです。

でも、これは、きちんとしておかないと。命を守るというのは本当に大事なことです。寝室だけでも耐震化してはどうですかというようなお話もあるわけですがけれども、この計画が出ました時に、耐震改修のための前段階で耐震診断という取組が非常に進んだと思います。市町村でも一生懸命にやってくれました。

それで、耐震診断をした数というのはどのくらいあるのでしょうか。

佐藤建築指導室長

平成16年から令和4年度までなんですけれども、2万1,106戸となっております。

達田委員

そのうち、これは改修しないといけない、危ないというのはどのくらいあるのでしょうか。

北島委員長

小休します。（11時24分）

北島委員長

再開します。（11時25分）

佐藤建築指導室長

耐震診断の戸数につきましては、2万1,106戸、耐震改修の実数といたしましては4,110戸となっております、差引きだけにはなるんですけども、約1万7,000戸ということになりますが、その中には診断のみで、撤去されている数もあるかもしれませんので、今のところ、手持ちにはそういう概数しかございません。

達田委員

今お伺いしたのは、診断をしたのが2万1,000戸ね。そのうち、やはり危ないですよという数字が出たのはどれだけだったんでしょうかということなんです。改修した数は言っていたいただきましたので、危ないですよという数字がありますでしょう。それは何戸だったのでしょうか。

北島委員長

なければ、後で達田委員のほうへ報告という形で構いませんか。
では、後で達田委員のほうへお願いします。

達田委員

詳しい数字は、また後で教えていただけたら有り難いです。

それで、診断をしまして、この診断に基づいて耐震改修しなければいけない、それは分かりますけれども、取組と言いましても、なかなか面倒なんだとか、あるいはお金の問題もありますし、耐震改修に対する補助金も出るんですけども、今現在、改修で費用がどれぐらい掛かっているのか、平均値でどれぐらいでしょうか。

佐藤建築指導室長

木造住宅耐震改修の改修工事の過去5年間の平均でありますけども、約277万円となっております。

達田委員

277万円なんですけれども、そのうち、自治体から補助が出ます。
自己負担がこれくらいということですか、それとも全体でということでしょうか。

佐藤建築指導室長

全体での工事費となっております。

達田委員

例えば、自己負担が三十万、四十万ぐらいだったとしても、年金暮らしで大変だという方には、なかなか取組ができない、思い切れないという方もたくさんいらっしゃるかと思います。

それで、診断をした数が2万1,000戸ということは、診断するという方は心配だから診

断をするわけですね。うちの家は大丈夫なんだろうか。

たくさん診断をしたのだけれども、実際に取り組みされたのが、4,110軒ということなんです。

ですから、この中には、もう建て替えましたとか、そういうお家もあるかと思えますし、また、よその街へ引っ越しましたという方もいらっしゃるかも分かりません。

そういう状況をきちんと把握した上で、次の計画を立てていくということが大事かと思うのです。

今、本当に耐震診断が必要なんだけれども、金銭的な問題で、なかなかできないという方に対しては、もっと補助金を引き上げるとか、あるいはシェルター型とか、もっとコンパクトにできる方法もありますので、そういうのをもっともっとお知らせしていったら、この計画ができた頃は、一生懸命取り組んでいたと思うのですけれども、今ちょっとそれが薄れているような気もするんです。

PRをどんどんやっていく必要があるのではないかと思うのですけれども、今、県民の皆さんに対して耐震改修の大切さというのをどういうふうにPRされているのでしょうか。

佐藤建築指導室長

耐震改修等の必要性につきましては、県内各市町村と連携したり、関係団体、工事診断団体とも連携して進めております。

また、減災化支援事業ということで、なかなか工事に着手できない方につきましても、家具の固定でありますとか、配置の工夫などで減災化対策を提案できるように進めてまいりたいと考えております。

達田委員

家具の固定とか、それはすごく大事だと思います。

家具、仏壇が飛んできたとか、テレビが飛んできたとか、そういうことで下敷きになってしまったというような被害が数えきれないほどありましたので、とても大事な事だと思います。

それで今、徳島県全体で、住宅が何戸、そのうち木造住宅が何戸とか、把握されているのでしょうか。

佐藤建築指導室長

平成30年の住宅土地統計調査の推計値によりましては、現状の住宅総数が30万5,300戸、うち耐震性を有する住宅数が25万109戸ということで、耐震化率が81.9パーセントとなっております。

達田委員

建物の被害軽減に向けた予防対策の中で、建物の耐震化を100パーセント、即避難率100パーセント、それから500メートル以内の津波避難場所の整備、これによって死者数が93パーセント減少しますよということが出されております。

ですから、建物の耐震化がどれくらい進んでいるか、とても大事なことだと思うのです。

東日本大震災の時に、ものすごく大きな被害で、津波でたくさんやられましたけれども、建物が倒れているとか、流されたというのはありますけれども、上から倒れて押しつぶされたというのはあまり見ませんでしたね。耐震化が進んでいるのですよね。

ですから、津波の被害というのは本当に怖いですが、どこに住んでいても建物で押しつぶされるかもしれないというのは、どこの地域でもあるわけですよね。

ですから、本当に大事なことだと思いますので、耐震化計画というのを更に洗い直していただいて、しっかりと進めていただけるようお願いしたいと思います。

それから、耐震化を進めるに当たって、同時に家具の転倒防止対策というのもやっておられると思うのですが、家具類の転倒防止対策というのは、数に上がってくるのでしょうか。

佐藤建築指導室長

減災対策としましての件数については、今後、上がってくる予定となっております。

達田委員

家具類の転倒防止対策につきましては、住宅の耐震化と同じようにとても大事な取組でありますので、啓発というのがすごく大事だと思います。

そして、非常に安上がりでできる対策ですので、どんどん進めていっていただきたいなと思います。

この時に即避難率100パーセントと、その次に入っているのです。それで、この避難できる場所がきちんとあるのかどうか、避難率100パーセントになりましても、避難場所がなかったらできませんので、次に避難所ということで、お尋ねしたいと思います。避難者が一番最悪で20万2,000人、それから避難所外が10万8,000人という数字が出ているんですけども、津波が来て浸水しますよという地域に、浸水をしない避難所が必要だと思うのです。そういう場所がきちんと確保できているのかということをお尋ねいたしますけれども、今、浸水想定区域で避難タワーとか、避難場所とか、そういう所がきちんとできているのか、できていないのか、できていない地域があるとすれば、それはどこなのか、お尋ねしたいと思います。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

まず、避難所につきましては、各市町村指定避難所ということで避難所は指定されておりまして、それに対応して収容人数を把握しておりますけれども、市町村によりましては被害の大きい所、少ない所はありますので、避難所の人員に収容できるとか、できないとかいうような課題は出てくるかと思えます。そこは広域避難計画等によりまして、東部の避難者を西部のほうにするとかいうような、様々な手法を用いまして避難所の確保にあたるような計画となっております。

一方、避難場所につきましては、災害によりまして避難場所の指定が、例えば津波とか、洪水とか、崖崩れ、高潮、地震等に分かれておりますので、それに応じた法の指定の

避難場所がございます。

それで、緊急避難場所の指定ですけれども、法指定につきましては、全体で1,992あるうちの津波につきましては、1,130となっております。

達田委員

津波の浸水想定というのが各自治体で地図とかが配られているのですよね。

それによって私の所はどうかかなと見るわけですけれども、浸水地域になってしまっている所でも、公民館が浸かるんだとか、そういう所がありますよね。

ところが、そういう所でも避難タワーが整備されていないという所がまだまだあるようなんですね。

想定の浸水区域そのものが、本当にこれをそのまま信じてもいいのかということもあると思うのですけれども、東日本大震災の場合だったら、浸水区域になっていない所でも大きな浸水をして、そしてたくさんの方が亡くなったという所がありましたので、それも大きく見直されるのではないかなと思うのです。そういうところで見ますと、避難所の整備というのはとても大事なことだと思います。

高知県の南の地域に行きますと、各町内会ごとに避難タワーが立っている。あれ、高い建物がたくさんあるの何だろうかと見ていたら、避難タワーなんですね。

次々と整備されている。高知県が各町内会毎に避難タワーを整備している所もあると思えば、徳島県の場合は、浸水があるということであっても、そういう建物がなかなか見えない、そういう違いはどこにあるのでしょうか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま、避難場所についての御質問を頂きました。

まず、県の状況について御説明させていただきます。いわゆる避難が難しい地域が避難困難地域を定義付けておりまして、それによりまして、東日本大震災が起こった時には、県で全部で62地区ございました。

それが現在は6地区に減少しておりまして、それに対応する避難困難者数では津波浸水想定の中にあって、避難ができない、先ほど言いましたタワーとかに行けないという人数につきましては、東日本大震災後では、まず約4万2,000人おりましたけれども、令和4年の4月1日時点現在では1,300人と、大幅に減少しているようなところです。

それで、高知県みたいに避難タワーが少ないのではないかなというようなお話もございましたけれども、実数としては、かなり数字も減っておりますし、特に避難タワーだけでなく、避難ビルというような指定もしておりまして、当時あまり避難ビル等の指定が少なかったのですけれども、東日本大震災後277棟であった津波避難ビルが、現在では、令和3年の数字ですけれども、1,119棟、840棟ぐらい増加しておりまして、ほぼ4倍になっておるといふ具合で、避難津波タワーだけでなく、高い所へ逃げられるような取組を、県のほうは市町村に補助金を出したり、いろんな取組を市町村と共に進めておりますので、そういうようなことで住民が避難できるような体制を整えているところでございます。

達田委員

徳島県の場合は、高い建物に避難できるような取組もしているということですね。

この避難ということで問われますのは、避難している間の生活の質ですね。どういうふうに、この時間を過ごすのかと、避難して津波が収まった、すぐに降りてきていいものかどうかというのがありますよね。

ですから、70時間以上そこに居なければいけないとか、そういうことになると、そこにきちんとした設備があるのかどうかということが問われると思います。

このビルですけれども、屋上まで行くのは構いませんよと、ただお部屋に住んでいる所に来られるのは困りますという所もあると思うのです。

全てのビルで、例えば3階、4階の人がお住まいの所、あるいはビジネスをやっている所、そういう所に入って行って構わないのか、それとも屋上だけを提供してくれるのか、それによって生活の質というのがすごく違ってくると思うのですけれども、この避難ビルそのもの全て、生活の質を考えたビルになっているのか、それとも一時的に逃げて命が助かるという、それだけで避難しましょうということになっているのか、その点どうなのでしょう。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

まず、津波等が発生した場合には、何よりも自分の命を助ける、命を守るということが、全てにおいて優先されますので、このビルにつきましては、まずは高い所へ避難すると、自分の命を守るというのを第一に考えて指定しております。

それで、当然避難ビルは、民間のビルですので、その部屋とかは、所有者さんの意向もございますので、その辺は、いざ発災になったときには、その所有者さんの意向による対応にはなるかと思えますけれど、とりあえずは命を守るというのを前提にした指定でございます。

達田委員

マンションであるとか、あるいはお仕事されているビルの場合に、そこへ避難されて、たくさんの方が来られても、なかなか対応できないという場合もあると思うのです。

屋上を貸していただけるというだけでもすごくありがたいと思うのですけれども、トイレをどうするのだとか、飲み水はどうなんだとか、そういうのがあると思います。

それで、避難の解除が出るまでは、そこにいなくては命が守れないというような状況だと思いますので、高い所に一旦逃げて、そこで1時間ぐらい居たらいい、ではないので、逃げた方たちが本当に安全に安心して居られるというのは、トイレもあるし、食料もあるしという、それから雨風、暑さ寒さをしのげるという、そういうことも必要だと思うのです。ですから、避難所としての在り方を是非考えていただきたいと思います。

それともう一つは、避難所はあるのだけれども、体育館とかそういう所で、雑魚寝というのが、やはり改善されていない。

何かあれば、畳の部屋があれば良いほうという、そういう状況ですので、二次避難所で、何か月いなくてはいけないか分からないというような状況の中で、生活の質、プライバシーが守られる、そして、生活を安全に送ることができるというようなところで、是非避難所の在り方も、女性の目線なんかもきちんと入れていただいて、避難所の運営ができ

るよう取組を進めていただきたいと思いますので、この点よろしくお願いたします。

次ですけれども、この中で特に津波が来る所、港湾の震度6強以上の地域では、耐震強化の岸壁は機能を維持するが、非耐震海岸の岸壁の多くが機能を停止するという事で、港湾施設の老朽化対策、耐震対策の推進、津波に対して粘り強い防波堤の整備ということが書かれているのです。

この岸壁、あるいは防波堤の整備というのは、今どのようになっているのでしょうか。

原田運輸政策課長

ただいま達田委員から、港湾施設の岸壁とか防波堤の進捗状況について、御質問を頂きました。

先ほどから言われています平成25年に公表されました南海トラフ巨大地震の被害想定においては、岸壁としまして、総バースが76バースのうち被害数が60バース、その他係留施設の総バースの207バースうち被害数が160バース、防波堤につきましては、全体の約13.3キロメートルのうち被災延長は6キロメートルと予測しているところでございます。

被害想定は算出方法でございますが、揺れや津波による被害といたしまして、過去の阪神淡路大震災や東北地方太平洋沖地震津波での被害割合を基にしまして、施設数に被害率を乗ずることで算出しておりますことから、すなわち具体的に各港湾の特定のバースとか防波堤の被害を想定したものではありません。

この南海トラフ巨大地震では、甚大な被害が発生するということから、緊急物資の受入れや応急復旧活動の中心となる海上交通の拠点を優先いたしまして、被害軽減に向けた予防対策として岸壁等や港湾施設の耐震対策、津波に対しての粘り強い防波堤の整備を進めております。

まず、地震直後より緊急物資、避難者、建設機械などの海上輸送の拠点としての機能が期待されております耐震強化岸壁の整備状況についてでございますが、今回の平成25年の被害想定公表以降に、徳島小松島港の沖洲(外)地区の水深8.5メートルの岸壁を1バース整備しております、現在までに3港5地区で5バースの整備が完了しております。

また、津波による深刻な被害が懸念される海部郡北部地域が整備の空白地帯となっておりますことから、現在、日和佐港恵比須浜地区におきまして、岸壁の耐震改修に取り組んでいるところでございます。

次に、粘り強い防波堤の整備につきましては、耐震強化岸壁を有する徳島小松島港沖洲(外)地区の防波堤につきまして、国による改良実施中であり、南海トラフ巨大地震に伴う津波来襲後も、引き続き防波堤の機能が確保できるよう整備を進めているところでございます。

今後とも、南海トラフ巨大地震発生時の被害軽減に向けた防災対策について、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

達田委員

岸壁とか、それから防波堤につきましては、ここはきちんとできております、ここはこれからやっていきますというようなことを、県民に対してきちんとお知らせをしていくというようなことも大事ではないかと思うのですけれども、岸壁、その他係留施設、それから

防波堤で、延長線とか箇所数は書かれてはいるのですけれども、どこかということがなかなか分からないのですが、県民にとりましては、私たちの所は大丈夫なんだろうかというような、そういう思いがあると思います。

ただ、立派な岸壁、立派な防波堤をしたからといって必ず大津波に打ち勝てるとか、それは考えてはおりませんけれども、それはある程度の津波を防げる、被害を防げるというような意味でとても大事なことだと思うのです。

ですから、どこにどういうふうな防波堤を整備していくのか、また岸壁がどんどん、順次やっていって、どこまでできて、あとどれぐらい残っているのかというようなことを、きちんとお知らせをするということも大事だと思いますけれども、そういうのが県民にとってぱっと分かるという、そういうお知らせというのはあるでしょうか。

原田運輸政策課長

ただいま達田委員から、県民に対してどのようにお知らせをするかといった御質問を頂きました。

耐震強化岸壁につきましては現在、徳島小松島港をはじめ、3港5地区で5バースの整備が進んでおります。

こういった整備の状況につきましては、例えば徳島県のホームページ等でお知らせしている状況でございまして、引き続き新たに整備ができた場合は、同様にホームページ等で公表してまいりたいと考えております。

達田委員

県民が、本当に大地震が起きたときに、ぱっと避難をする、そういう意識啓発のためにも、ここはこうできているんだけれども、やはり逃げるのが一番なんですよというようなことを、啓発もどんどんしていただきたいなと思いますし、またそれをしっかりと取り組んでいかなければいけないと思うんです。

この巨大地震のリスクというのが88.2年間隔でやってくるというようなことが言われておりますけれども、2023年ですから前の地震からもう78年が経過しているということで、非常にリスクが高まっているということで、次の計画がどういうふうなものになるのかというのは、ものすごく大事になると思うんです。

ですから、現状というのをしっかり踏まえて、本当に命を守るということ第一の良い計画になるように、是非お願いしておきたいと思います。

それともう1点、ちょっとお願いなんですけれども、県民の方から御要望がありまして、コロナに関してなんですけれども、5類になりましてから、徳島県全体で、どれだけかかっているのか分からないようになってしまったと。

それで、危機感が前と全然違うように思いますということで、よその県を見ていくと、医師会とも協力して全数把握というのを努力してやっている所もあるということなんです。

ですから、全体でどれだけの患者さんが出ているのかどうかをしっかりと見られる状況にしないと、9波が来ていますよと言っても警戒心がなくなっていって、どんどんと感染していってしまう。

特に学校で感染しますと、家族に、そして高齢者になっていきますので、非常に危ない状況になってしまいます。

ですから、徳島県の中でも全数把握していくという、何か工夫をしていく必要があるのではないのでしょうかと、昨日、県民の方から御意見が寄せられましたので、お尋ねしておきたいと思います。

井口感染症対策課長

5類移行後、現在のところ、定点把握にて数を公表させていただいております。

直ちに、またもう一度全数把握というのは大変難しいと考えておりますので、現在の定点把握の中で、先ほど山西委員にも御答弁させていただきましたとおり、医療機関のお声であるとか、状況というところも併せまして、広報させていただくことで、注意喚起をさせていただきたいというふうに考えております。

北島委員長

午餐のため休憩いたします。（11時54分）

北島委員長

それでは再開します。（13時03分）

どうぞ。

仁木委員

まず午前中の質疑で、今一度確認させていただきたいと思いますが、コロナの感染に対するフェーズといいますか、これまでとくしまアラートというものがあって、そしてそれに準じて対応されていたというような形でございましたが、5類移行後、まず前段でお聞きしておきたいと思いますが、とくしまアラートにおいては、5類移行後は、全くもって白紙の状態になっているのかどうかというのを確認させていただければと思います。

飯田危機管理政策課長

ただいま仁木委員から、5類移行後のとくしまアラートは全く白紙の状態かということで御質問を頂きました。

仁木委員のおっしゃるとおり、今現在、とくしまアラートについては、白紙といいますか作動していない状態でございます。

仁木委員

その上で、山西委員から議論があったような形の問題点があるとは思うのですが、国のほうで取りまとめたものがない、インフルエンザにおいてはあるのにも関わらずというところだと思うのですが、一旦国のほうでまとめられてから5類移行後というのは、どういう対応をするかということが必要なのでしょうか、対応の部分というのは、地方において、そういった状況は積み重ねられていると思うのですよね。

だから、積み重ねを置いた上で、この部分については5類相当に継続しようとか、そ

ういった部分というのは、現場の判断で分かるのかなと思うところですので、要望といたしまして、午前中からの議論があるように、コロナに対する対応についても、継続的に判断ができるような、そういった資料というのがやはり必要ではないのかということ、私のほうからも意見として述べさせていただきたいと思っております。

今、教えてほしいのが、ワクチンの接種において、5類移行後、公費負担があるとか、行政がワクチン接種について積極的に管理していくとか、そういった部分というのは、今どういった状況なのか、お教え願えればと思います。

井口感染症対策課長

今年度のワクチン接種の御質問かと思えます。

令和5年度の新型コロナワクチンの接種につきましては、これまでと同様の予防接種法に基づきまして、令和6年3月末まで公費負担ということで、無料となっております。

現在65歳以上の高齢者、基礎疾患を有する方、重症化リスクが高いと医師が認める方、医療機関の従事者に対しましては、5月より春接種ということで接種を開始しております。

高齢者とか基礎疾患のある方というのは、年に2回接種が可能という状況でございます。

それ以外の方、5歳以上の全ての方におきましては、秋以降にまた接種が開始されるという状況でございます。

仁木委員

これまでワクチン接種においては、県もワクチン接種を進めるために、様々な職域接種の支援であるとか、医療機関に対する支援をしてきたわけでありましてけれども、5類移行後というのは、どのようなスタンスなのかということをお教え願えればと思います。

井口感染症対策課長

5類移行後の県のワクチン接種の対応方針というところでございます。

これまでも県におきましては、予防接種の実施主体であります市町村に接種をお願いしておりまして、それを補完するという形で大規模接種の会場も設けまして、接種を希望される方に対しまして、接種ができるような機会というのを提供してきたということでございます。

今年度におきましては、市町村が実施主体ということが、改めて国のほうからも示されておりますので、県におきましては、大規模接種は今年度は設ける予定はございませんで、ワクチン接種によるメリットとデメリット、それぞれについて検討いただきまして、必要な方には接種をしていただきたいと思いますと考えております。

仁木委員

5類移行後、どういった形に変わっているのかというのは、県民の皆さんの行動が、一番自分にとって影響というか、左右される部分でございます。それ以外の補完されるべき行政サービスとか、支援というものがどのように変わっているのか、実際分からない方も

たくさんいらっしゃると思います、県がワクチン接種とか入院調整に関与していかないということと、方針としてもそういうものがないということは、県民の中でも知らない方がいらっしゃると思いますから、そういった中でコロナに対する安心を作っていくということは、非常に大事ななと思います。

今後、どういった状況が生まれるか分かりませんが、どのような形で変異が起こるか分かりませんが、これまで蓄積されたデータというのは、非常に有効なものだと思いますので、その部分については、しっかりと精査をしておいていただき、死亡、感染者等々が出てこられた際に、そういった知識を有効に利用していただきたいなと思います。

これは本会議でも、経済委員会のほうにも申し上げたわけでありまして、医療関係についても同じことが言えると思います。

コロナの初期対応が、あの時最初は、他国において一番有効にできたのではないかと考えていたのが韓国でしたね。SARS・MERSの対応で、そういった部分について初期対応が良かったのではないかとするのは、いろいろな報道があったわけでございまして、日本においても、本県においても、そういった実績があると思いますので、その点しっかりと精査をしておいていただきたいなと思います。

それと関連して、これまでコロナの入院受入れをしていただく病床が少なかった部分が最初はありましてね、これは私もこの委員会で、あの当時、最初に質問させていただきましたが、当時、いわゆる感染症指定病床というのは、県内において4床しかなかった現状があったと思います。

この部分を議論していただいて、24床まで広めていただいて、その後病床を確保していく取組を行っていただいている。ホテル療養であるとか、民間の病院においても様々な交付金、補助金等々を作って、コロナ病床、病棟も含めて、改良していただいて確保していったという状況でございます。

このコロナ病棟は民間においても、作っていただいていると思うわけなのですが、これは、多額の税金も投入して作られているわけでございまして、このコロナ病床、病棟として、民間の方が作っていただいた部分について、私はそのままにして一般病床に戻すというより、しっかりとデータ化して、何かあった際には、感染症の病床に変えることができるんだよというような、継続した投資効果をもたらしていくべきでないのかなと思っておるわけでありまして。

何十億円もつぎ込んでこういった形を作っていますから、一番理想的な形は、ハイブリッド病床みたいに、普段は一般病床ですが、いざというときは感染症指定病床にどんでんできるような、そういった部分というのが必要になってくるのではないかと考えています。この病床、病棟を、今後どのように活用、また今後の対応策に使っていく一つの材料としていくのかということについて、お聞かせいただければと思います。

井口感染症対策課長

コロナ対応で補助をさせていただいた病床につきまして、今後どのようにしていくのかとの御質問かと思っております。

現在、5類移行後というところでございまして、これまで御協力を頂いた多くの病院につきましては、引き続き即応病床ということで、病床を空床で確保していただいております。

いる病床と、あと幅広く受け入れるということで、通常の医療をしていただきながら、例えば、かかりつけの患者さんが陽性だ、入院の必要があるのだということになれば、たちまち受け入れていただくというような形で、現在469の病床を確保しているという状況でございます。

コロナが終わったら実際どうなるのかというところでございますが、現在、感染症法が同時に改正されまして、県におきましては、今後、感染症予防計画というものの改正に取り組んでいくところであります。

それと同時に、今後、新興・再興感染症が発生した場合に備えまして、例えば、国内で陽性者が発生してから1週間以内、3か月以内と、期限を区切りながら、その段階で発熱外来の数をどうしていくのかとか、病床をどこまで確保するのかということをまず計画しまして、それを担保する形で、各医療機関等々と協定を今後、巻いていくこととしており、それは、来年度以降を目指してということになります。

当然、これまで御協力いただいた医療機関につきましては、公的医療機関が中心になると思うのですが、早い段階でそういった即応病床として御協力していただけるよう、働き掛けてまいりたいというふうに考えております。

仁木委員

そういった協定を巻いていただいて、即応病床というのをしっかり作っていただくというのは、非常に良いと思うのですね。厚生労働省が出してきた目標病床の確保というのが非常に大きい数字でして、当時24床からのスタートで、対応しきれないというのが、ワクチン・入院調整課とか皆さん方の最初の懸念された部分だったのかなと思います。

でも、同じような状況が生まれた際は、また同様な問題点が出てくると思うのですよ。

一方で、即応病床の中でも、空床だけで置いていけば、一般病床の中で、慢性期とか急性期とか、いろいろ稼働しないような病床が生まれてしまったら、病床というのは、数が規制をされているというか、守られてしまっていますので、その点も配慮しながら、しっかり柔軟にできるような体制を構築していただきたいと思いますので、病床を陰圧装置であるとか、様々な投資をしておりますから、その点、有効に活用していただくと同時に、またメンテナンスも費用が掛かると思うのですよね。その分については、危機管理予算からしっかりと計上されて、いつでもできるような形というのは取られたほうが良いのではないのかなと思いますので、その点は、意見として申し添えたいと思います。

コロナについてはこのぐらいでございますが、防災面のことについてでございます。

知事は、後藤田プランという50項目の中に、「南海トラフ巨大地震では県内で20メートル超の津波が想定されています。津波の備えにどう取り組みますか」というような問いに対して、「沿岸部を中心に避難路、避難方法の徹底再検証を行う」ということを述べられております。今回の補正予算の中にも、再検証する部分の予算が組み込まれているのだと認識しているところでございますが、「新たな避難場所の確保、増設はもちろんだが」というようなことをおっしゃって、その上で、「津波到達が早い地区は高台移転も打ち出すんだ」と答えられているわけでございますが、再検証をしたデータの上で、今回、いろいろな議論の中では、ハード面の部分というのは、再度の見直しであるとか増設というところについては、御答弁は今のところ出てきていないわけでございますけれども、その点に

については、どのようにされるのかということをお教え願えればと思います。

松本事前復興室長

ただいま仁木委員より、被害想定の見直しにつきまして、今後、その結果を避難場所の確保にどう生かしていくか、特にハード面については、どのように考えているかという御質問がございました。

現在、県におきましては、午前中の答弁にもございましたが、国の新たな被害想定の方策に併せまして、県におきましても、県の被害想定の方策から10年が経過することから、本県の最新の人口動態、また建物の状況など、最新データを反映しました浸水想定や被害想定の見直しを実施するようしております。

切迫する南海トラフ巨大地震を迎え撃つためには、この度の被害想定の見直しを契機としまして、これまでの防災対策を再点検させていただきますとともに、市町村や地域住民の皆様とも連携しまして、更なる地震防災対策の充実・強化を図ることが重要と認識しております。

避難場所の確保というのは、何より大切な命を守るための取組であり、非常に重要であると考えております。県といたしましては、被害想定見直しを機に、地域の実情に精通する市町村との緊密な連携の下、いざ発災時に沿岸の住民の皆様が緊急避難できる津波避難タワーの整備をはじめとした、より一層適切な避難場所や避難ルートの検討、そしてそのような一時避難場所におけるQOL、質の向上等に取り組んでまいりたいと考えております。

また、ソフト面におきましても、地区によりまして被害の想定も異なることが考えられますので、広く県民の皆様へ新しい被害想定の内容を周知させていただきまして、それぞれの地域住民の皆様の御理解も頂きながら、高齢者や障がい者などの避難行動要支援者の避難対策であったりですとか、住民参加による実践的な避難訓練などにつきましても、現場目線に立った対策を加速してまいればと考えております。

今後とも、誰一人取り残さない防災対策にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

仁木委員

被害想定を新たにさせていただきただけでは、死者ゼロというのには近づかないわけでございます。その上で、ハード面の整備というのは非常に必要になってくると思うのです。

市町村においては、避難行動計画というか、高台にこの地域の全ての人逃げれば大丈夫なんですよというような、行動計画を立てられているわけですが、それが施設というよりも、この高台で大丈夫なのかなとか、ちょっと不安になる部分もございまして、そういったハード部分の整備というのは、安心にもつながっていくと思うのです。

午前中に、達田委員さんが御質問されておりましたけれども、津波というのは、一、二時間でさっと下に降りられるわけでもないと思うのです。上に避難して、ある程度居られることができるものが、必要ではないのかという質問というのは、過去に、この防災対策特別委員会で、高知県の黒潮町に視察に行っていたわけですね、達田委員もいらっしやい

ましたけれども。

あの時の避難タワーは、上で42時間とか、何時間か避難していらっしゃるというような、そういった設備も含めて作られていた、そういう現状を我々は見ているわけでございます。そういった施設面の整備というのは、新たな被害想定の下で、もう一度再構築していただいて、増設等というのはしっかりと予算化をしていっていただきたいなと思っております。その点、検討はするというごことばでございましたから、そういった形で組み立てをお願いできればということをお願いしたいと思います。

それと、ここでこういう話をしているのかどうかは分かりませんが、ウクライナのほうでは、ダムが被害があったわけですね。地震に際して、ダムが決壊するというおそれというのは、日本においては少ないのかもしれませんが、いざ発災において、ダムが決壊するおそれが全くないというわけでもないと思うのですが、もし、那賀川流域において、ダムが決壊した際の被害想定というのは、しているのかどうかというところをお教え願えればと思います。

坂本水管理政策課長

ただいま仁木委員より、ダムが決壊した場合の想定というのがあるかどうかという御質問を頂いております。

ダムの決壊というような想定につきましては、今のところございません。

仁木委員

もしあったとしても、国土交通省がすべきものだなと思うのですが、ただ、一定の指標というか、ダムがもし決壊したら、こういった浸水想定になるのだよというのが準用できるようなものがあるのではないかと思います。それが私が思うのは、いわゆる河川の計画があったと思うのですが、ああいった部分を準用するか何かして、住民の皆様方に、流域において避難行動を取らなければいけないかも知れない所というのは、公表というか、しっかり広報していくべきではないのかなと思うのです。と言いますのは、先ほど申し上げました、津波の被害想定が関係される以外の地域の人というのは、津波が来ないから大丈夫でしょうというような認識もありますし、逆に津波が来ないから、来ないけれども、平野だから高台がないのだけれど、この辺りは大丈夫なのかなというような方もいらっしゃるのです。その上で、河川が決壊というのは、もしかしたらあり得る話でありましてね。そういった事も含めて、防災面で言いましたら、この南海トラフ巨大地震以外にも、流域における、そういった高台施設であるとか、避難施設、避難タワーというのは必要ではないのかなと、私は思うわけなのですが、那賀川流域と桑野川に挟まれた地域に私は住んでいますから、そういった平野においても、高台のない所もあるわけなんですよ。そういった所というのは、県として津波以外の部分についても、どのように避難場所というのを確保するようになっているのかということも含めて、お教え願えればと思います。

坂本水管理政策課長

ただいま、仁木委員より、ダムに関しての浸水想定でありますとか、避難をどうしてい

くかというような御質問でないかと思えます。

今、県管理ダムにつきましては、那賀川というお話もあったのですけれども、取組の一つとして御紹介させていただきますと、平成30年の豪雨を受けまして、「異常降雨の頻発化に備えたダムの洪水調節機能と情報の充実に向けて」という提言がございました。こちらがダム下流域での浸水想定というお話でございます。

この提言の中で、直ちに対応すべきことといたしまして、ダム下流の河川におけます浸水想定区域図の作成が示されておりまして、洪水予報河川、または水位周知河川に指定されていないダム下流河川におきましても、ダムの施設規模を上回る洪水時の円滑かつ迅速な避難路の確保等を図るために、想定最大規模降雨によりまして当該河川が氾濫した場合の浸水想定区域図を策定することとなっております。

こういった浸水想定区域図をダム下流におきまして作成するとともに、先ほど申しました洪水予報河川、また水位周知河川におきましても、既に浸水想定区域図、またハザードマップ等が作成されておりますので、こういったハザードマップを基に、住民の方々の適切な避難、逃げ遅れゼロというものにつなげていくというふうに考えております。

仁木委員

だから、そこなんですよね。私が申し上げているのは、そういった想定はできるのだけれども、逃げる場所というのは、確保ができていのかということなのですよね。津波においては、過去の想定に基づいて現状できているわけなのですけれども、河川の浸水想定において、避難場所も含めてですけれども、避難計画ができていのか、できていないかというところが私は気になるところでして、その点は、県の把握されている範囲ではどんな感じか、お教え願えればと思います。

坂本水管理政策課長

洪水時におけます避難場所、そういったことがきちんと対応できているのかというお話でございます。

先ほども御答弁申し上げたとおり、河川管理者として、浸水想定区域図を策定した上で、市町村のほうで、ハザードマップということで、その浸水想定を基に、避難場所でありますとか、あと要配慮者利用施設とか、様々な情報を記載することによりまして、住民の方々に適切な避難を促す、そういった取組を行っております。

仁木委員

水管理政策課長さんだったら、そうなると思いますので、とくしまゼロ作戦課長さんはどうですか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

ただいま、河川の浸水予想に対する避難所の扱いということで御質問がございました。

第一には、先ほど水管理政策課のほうから御説明がありましたように、浸水想定に基づいて市町村がハザードマップを作り、特に避難場所には分類がございますので、洪水の避難場所に、まずは避難するようになるかと思えます。

それとあと、大きな河川でしたら、例えばここの水位がある基準に達したら、下流のほうでは避難行動に移すといったタイムラインというものを作っておりますので、そういうものを活用しながら、逃げ遅れのないように避難ができるような体制作りを進めているようなところでございます。

それと、仁木委員が言われている、例えば高い所をもっと作ったら避難しやすいのではないかというお話もでございますので、それにつきましては、先ほど言いました津波の話もでございますので、津波のほうをまずは優先して考えていきたいと思っております。

仁木委員

津波を優先していただくのは結構なんですけれども、同等に扱っていただきたいんです。津波ばかりフォーカスされてもいいんですよ、死者がたくさんいるから。

ただし、水害というのは流域で見るという方針がありますよね。皆さん、私が質問しても、最近では流域、流域という言葉が出てきますから。

津波と流域を一緒にするのは違うかもしれませんが、高台を作ってくれというのが、先ほども言ったハイブリッド的な位置なんであれば、次の想定したところで、ここまで来るかもしれないみたいなのであれば、下流というか、河口とか、河川の部分のデータと併せてハイブリッド的に計画も盛り込んでいくような、そういった考え方が必要でないかと私は思うわけです。

河川の浸水被害の部分において、市町村が避難計画をもし立てていないのであれば、避難場所がありますよ、でも実際に、そういった浸水が想定される場所に、避難場所があるという地域はたくさんあります。

それは、その河川のデータに基づいて計画を立てていないからなんですよね。津波避難の場所においては、ハザードマップから避難計画を立てているわけですから、助かるんです、浸からないのですと言うのは分かるんですけれど、大雨のときの避難場所というのは、一回調べてみてくれたらわかると思うんですけれど、浸水被害のハザードマップの中でも浸かる場所に何個かあるはずなんですよね。

ですから、避難場所は一回精査するべきだと思うんですけれど、そういった情報収集をしていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

鈴江とくしまゼロ作戦課長

先ほど御質問がありましたとおり、確かに避難場所によれば浸水想定区域内にあります。それで、市町村に関しましては先ほどの繰り返しになるんですけれど、避難場所につきましては津波用の避難場所、洪水用と別れておりますので、多分洪水用に関しましてはそういう被害の少ない所になっているかと思っておりますけれど、そこらはもう一度市町村と一緒にどんな状況かは調べてみたいと思います。

それと先ほどありましたハイブリッドの避難所というのも一回作ったものがまた使えるということで、現在あります津波避難タワーとか、そういう高台とかも使いますので、そこらあたりも両方使えるように、市町村とも話をしながら進めていきたいと思っております。

仁木委員

多分ですけど、津波避難タワーというのは沿岸部に偏在しておるとい、これは当たり前の話なんです。

でも、ああやって津波避難タワーとかビルがしっかりと掲示されているからこそ、ここはなんかあったら逃げないといけないんだなと思うわけです。

一方、河川の浸水想定区域内において、避難施設です、高台ですみたいな、そういった掲示も住民に目に見えて、逃げる場所はここですよ以外に、ここはもしかしたら被害があるかもしれないですよというのを周知するためにも、津波以外の浸水想定区域においても、何らかの取組も必要になってくると思いますので、一回情報収集していただいた上で、必要あるかないかも含めて、今後も議論させていただきたいですし、理事者の皆さんにおいても検討いただければなと思いますので、その点申し上げて私の質問を閉じさせていただきます。

北島委員長

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

この際、委員各位にお諮りをいたします。ただいま、岡田議員から発言の申し出がございました。この発言を許可いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは岡田議員の発言を許可いたします。なお、委員外議員の発言につきましては、議員一人当たり1日につき答弁を含めて概ね15分とする申し合わせがなされておりますので、よろしくお願いいたします。

岡田議員

それでは、県土整備部道路整備課にお聞きします。大雨が降った6月2日に冠水した阿南市内の道路で車が水没する事故が起きました。車の水没事故が起きたのは阿南市富岡町の線路の下をくぐる県道のアンダーパスでした。女性が運転する軽乗用車が走行中、水が溜まった場所で立ち往生した事故です。

立ち往生した原因は、おそらく溜まった水の深さが分からず、大丈夫だろうと思って車を走らせた結果、水没し、車が動けなくなったものと推測されます。女性は脱出して無事で良かったのですが、車はその直後に屋根近くまで水が浸かったそうです。水が溜まった道路は、路面の状況が分からないばかりか、エンジンが止まったり、車外に出られなくなったりすることもあります。県内各地こういう所はたくさんあります。

道路の高低差が小さい川沿いの道やアンダーパスの多い県内のこういった事故について、この事故を含めて状況把握はされていますか。また、豪雨による事故災害を防ぐために、現在どういった通行止め等の安全対策がなされているかお聞きします。

杉本道路整備課長

ただいま、県内でアンダーパスの冠水事故が起こったことについて、県内の状況把握はしているのか、またどういった対策がなされているのかという御質問を頂きました。

道路や鉄道をくぐるアンダーパスにつきましては、県道富岡港線阿南市富岡町佃町をは

じめ県内の県管理道路では計12か所ございます。

全てのアンダーパスにおきまして、降雨により浸水が始まりますとセンサーが感知をいたしまして、設置しております排水ポンプが自動的に稼働して道路の冠水を防止しているところでございます。

議員お尋ねの、富岡町佃町のアンダーパスにおきましては、排水ポンプに加えまして、道路冠水が発生した場合には、電光掲示板で通行止めを表示するとともに、赤色灯が回転いたしまして、通行車両の運転手にお知らせをいたしております。

また職員が現場に出向きまして、バリケードを設置し通行止めとする対策を取っているところでございます。

6月2日、この日は阿南市蒲生田における6月の降雨の値としましては観測史上1位となる1時間72ミリメートルという記録がされるほどの豪雨が発生いたしました。

富岡町佃町のアンダーパスにおきましては、排水ポンプの能力を超えたため、冠水が発生し、誤進入した車両のエンジンが停止し、運転手は無事避難したものの、その後、水没したものと思っております。

岡田議員

大雨による道路冠水時に安全確保をするため、通行止めにするときの通行止めバーや赤色の三角コーンを設置するには時間が掛かります。即対応は無理だと思います。

水位センサーを付けて回転灯を回し、危険を知らせる方法をやっていると。いろいろ対策が考えられますが、それぞれ設置や管理のためにお金も掛かります。冠水により道路を完全に通行止めにするまでの間、安全確保は運転者自らが行わなければいけないと思いません。

そこで、提案があります。余りお金の掛からない方法です。アンダーパスの側壁に、よく分かるように長いラインを描く方法です。ラインの色で水たまりの状況を一目瞭然に知らせる方法です。例えば、水深10センチメートルは青色のライン、20センチメートルは黄色のライン、30センチメートルは赤色のラインというふうに、ペンキでラインを描くと良いと思えます。赤色のラインには「水没します」との表示があると、より親切だとも思えます。

雪国では、積雪によって道幅が分からないために発生する事故を防止するために、道路はここまでだと一目瞭然に分かる矢印を付けています。

本県においても、事前に車の水没災害事故が防げる対策として、簡単に行うことができると思えますので、是非ともこの提案を採用してもらいたいと思えますが、どうでしょうか。見解をお聞かせください。

杉本道路整備課長

再発防止策として、アンダーパスの側壁に水深を表示してはどうかという御提案を頂きました。

この度の阿南市富岡町、佃町の事案を踏まえまして、直ちに、知事のほうから県が管理するアンダーパス12か所全てにおきまして、現状の確認と必要な対策を講じるよう指示を受けていたところでございます。

そこで、隣県の香川県でもこういった取組もされているということで、参考としながら緊急的対策としまして、路面冠水が分かるよう、路面や側壁への表示などの実施について決定いたしまして、既に、南部総合県民局のほうで工事の準備を進めているところでございます。

今回、被害のあった佃町のアンダーパスにつきましては、8月中の対策完了に向けて準備を進めているところでございます。

今後、さらに、緊急的対策以外につきましても検討を進め、安全安心な道路環境の確保に努めてまいりたいと考えております。

岡田議員

徳島県での大雨時の道路冠水による自動車事故ゼロ作戦の取組の一つとして、速やかに、1日でも早く、県内全てのアンダーパスに実現していただきますことをお願いして質疑を終わります。

北島委員長

ほかにごございますか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてであります。8月29日火曜日から8月30日水曜日までの2日間の日程で、防災対策に関する先進的な取組等を調査するため、東京、富山方面の関係施設等を視察したいと考えておりますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

それでは、さよう決定いたします。

これをもって、防災・感染症対策特別委員会を閉会いたします。（13時47分）